

高齢者住宅改修助成事業のご案内

この2つの制度は、住み慣れた在宅での自立した生活を支援するために、居室・浴室・便所等の改修、手すり・スロープ等の設置工事に対して、費用の一部を助成するものです。

必ず、着工する前に市へ申請が必要です。

		介護保険制度の住宅改修	豊田市すこやか住宅リフォーム助成事業
①	対象者	介護保険認定者の内、在宅で介護を受けている人 (入所・入院中の方は、在宅に戻ることが必要)	左記に加え、 ・介護保険自己負担割合が1割負担の人 ・平成12年3月以前の高齢者等又は身体障がい者を対象とした同様の助成を受けていない人 ・介護保険料未納による給付制限を受けていない人
②	住宅	①の対象者の住民票上の住所と一致する市内の住宅	①の対象者の住民票上の住所と一致する市内の住宅
③	対象工事金額	個人当たり上限額200,000円 (上限に達するまで複数回利用できます)	個人当たり上限額200,000円 (上限に達するまで複数回利用できます)
④	助成額	③の金額の内、9割、8割又は7割 1割負担の人は180,000円まで 2割負担の人は160,000円まで 3割負担の人は140,000円まで (介護保険自己負担割合に応じて1～3割の自己負担有り)	③の金額の内、9割 180,000円まで (1割の自己負担有り)
⑤	工事の内容	1 手すりの取付け 2 段差の解消 3 床材の変更(滑り防止・移動の円滑化) 4 扉の取替え(開き戸→引き戸など) 5 便器の取替え(和式→洋式) 6 その他1～5に付帯して必要となる工事	左記に加え、 ・居室にトイレ・浴室の新設(移動が困難な場合) ・車椅子対応等の洗面台・流し台への取替え ・温水洗浄、自動水洗等の機能が付加されている洋式便器への取替え ・移動の円滑化の為に壁の抜き・通路の新設工事等。 対象となるか工事前に確認・相談して下さい。
⑥	対象外の工事	・上記⑤の1～6と解釈できない工事 ・事前に市の確認承認の無い工事 ・入所・入院・死亡後に行われた工事 ・新築工事 ・家屋面積の広がる増築部分に当たる工事	・介護保険制度で助成できる工事(介護保険優先) ・事前に市の確認承認の無い工事 ・入所・入院・死亡後に行われた工事 ・新築工事 ・家屋面積の広がる増築部分に当たる工事

※領収日時点の自己負担割合で支給額及び助成額を計算します。所得申告の修正や世帯員の異動等により自己負担割合が変更になった場合、すでに支給した金額を返還していただくことがあります。

■ 申請手順

1 担当のケアマネジャー又は地域包括支援センターに相談する



2 改修業者を決める（指定業者等はありません）



3 現地を確認したケアマネジャー等に理由書を作成してもらい、工事内容を決める



4 見積書（要内訳）、工事前と工事後の見取り図（要住宅内の間取り）、写真（要日付）を用意する



★5 介護保険課(本庁)で工事着工前に事前確認をする（事前確認を受けずに行った工事には支給不可）

※書類に不備・不足がある場合は再提出となります。

※事前確認後、10日から2週間で結果を通知します。必ず通知の内容を確認の上、着工してください。



6 工 事



7 工事完了後の写真を撮る（要日付）



8 工事代金を全額支払い、領収書を受け取る（宛名又は但し書きに本人氏名を明記）



9 書類をそろえて介護保険課（本庁）で申請する

（書類に不備がある、変更申請等の認定結果が出ていない又は入院中等で在宅していない場合、申請受付ができません。）

■ 必要書類（★印の書類が事前確認に必要）

★ 申請書（※1）

★ 住宅改修が必要な理由書

★ 見積書

★ 工事前と工事後の見取り図（住宅内の間取りが記載された平面図）

★ 工事前写真（年月日入り）

領収書原本

工事後写真（年月日入り）

住宅改修承諾書（住宅所有者が本人以外の場合）

委任状（振込口座を本人以外にする場合）

請求内訳書（事前から工事費を変更した場合 ※2）

（※1）介護保険住宅改修とすこやか住宅リフォームで申請書が異なります。

併せて申請する場合は、両方の申請書が必要になります。

（※2）変更が判明した時点で介護保険課へ連絡してください。

↓↓ 様式ダウンロードはこちらから ↓↓

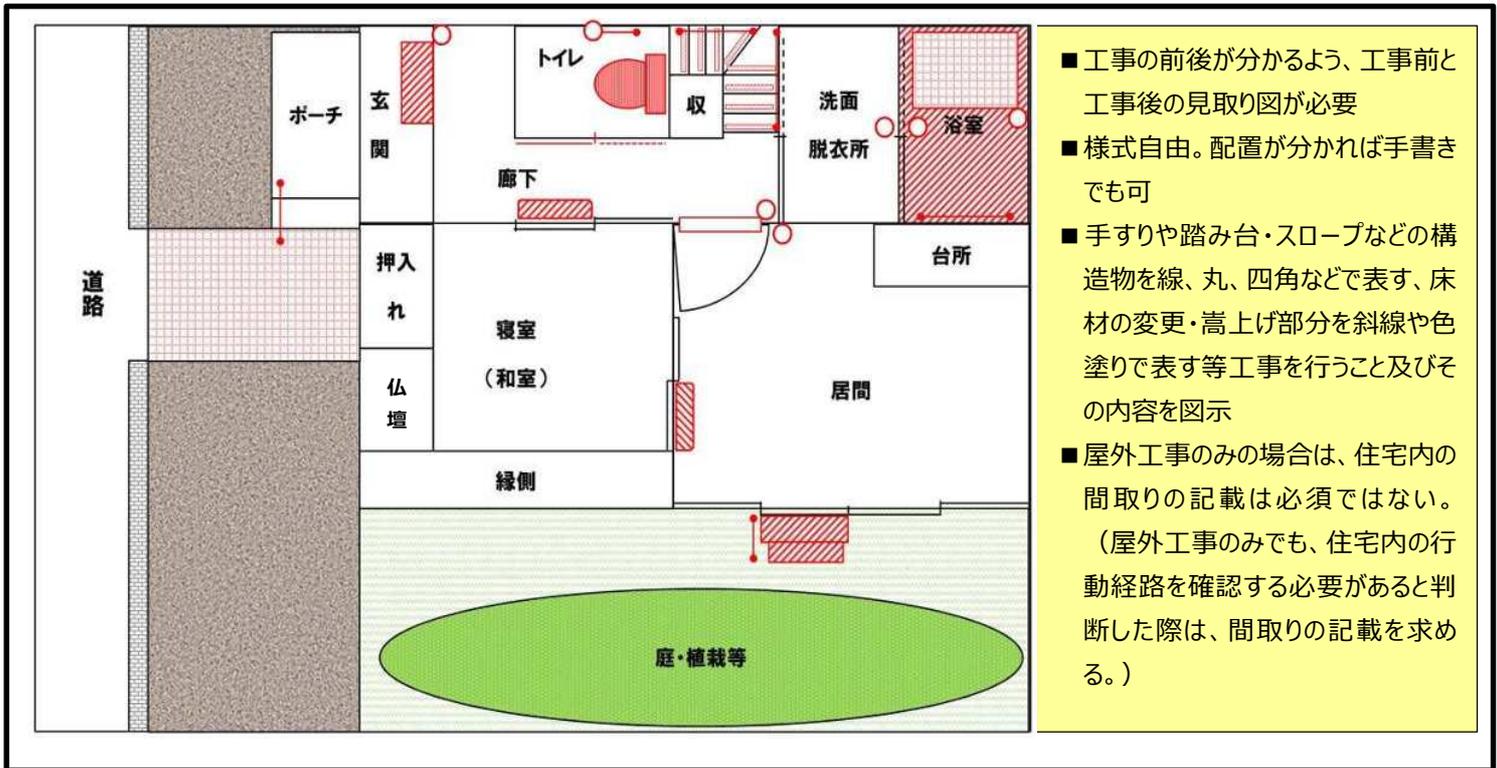
<http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/fukushi/koureisha/kaigo/1017816/1017818.html>

【問合せ先】

豊田市役所 福祉部 介護保険課 給付担当

電話（0565）34-6634

見取り図作成例



写真作成例

提出写真は全て撮影時の日付（年・月・日）を入れていただく必要があります。原則は工事看板ですが、デジタルカメラの日付機能で挿入された日付でも可能です。**日付なし、パソコンで画像データの上から加工等は認められませんのでご注意ください。**



段差は、メジャー等の対象物を置き段差があることをはっきりと示してください。正確に高さや幅を測る写真は、メジャー等が接地していることがわかるアングルで撮影してください。段差越しにメジャーを撮影した写真は認められません。

